

個人情報取扱規則

鎌ヶ谷市立北部小学校 P T A

鎌ヶ谷市立北部小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、鎌ヶ谷市立北部小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図ることで、プライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(責務)

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長またはそれに準ずるものとする。

(秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

(周知)

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(利用)

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) P T A会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) イベント係、ボランティア名簿等の作成
- (5) ホームページや広報紙への掲載
- (6) 問い合わせまたは依頼等への対応
- (7) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(個人情報の利用の制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(保管)

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

(管理及び持ち出し等)

個人情報データベースは管理者及び取扱者が適正に管理する。名簿は原則PTA会議室（校内）で扱うものとする。やむを得ず持ち出す場合は、会長に報告し、適正な対策を講じた上で許可を取る。不要となった個人情報及び名簿は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

個人情報第三者(前条各号の場合及び千葉県、鎌ケ谷市等を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名

(2)提供日付

(3)提供対象者の氏名

(4)提供情報の項目

(5)提供対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

個人情報第三者(前条各号の場合及び千葉県、鎌ケ谷市等を除く)から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名

(2)第三者が個人情報を取得した経緯

(3)提供対象者の氏名

(4)提供情報の項目

(5)提供対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、定めた周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱規則は、2025年7月9日より施行する。